

年金

国民年金基金のご案内

老後の生活設計に
もう一つの“安心”をプラス
しませんか。

国民年金基金は、自営業な
どの方々が、サラリーマンの
方が受ける厚生年金などと同
様に、基礎年金に上積みし
て、ゆとりある老後に備える
もう一つの公的な年金制度で
す。



加入できる方

国民年金加入者で保険料を
納めている20歳以上60歳未
満の方が、加入できます。

ただし、保険料を免除され
ている方や農業者年金に加入
している方や加入すべき方は

除かれます。

なお、他の公的年金（厚生
年金や共済など）に加入した
り、住居を県外に移すと脱退
することになります。任意
の申出による脱退はできま
せん。

年金の給付

年金給付には、「終身年
金」と「一定期間受けられる
確定年金」があり、自分自身
の人生設計に合わせた年金額
が設定できます。

掛金と支払い方法

掛金は、加入時の年齢と選
択する年金の型や加入人数に
よって決まります。

支払い方法は、指定の金融
機関か郵便局から口座振替に
よって納付します。

税制上の特典

掛金は、全額、社会保険控
除の対象となり、所得税や住
民税が軽減されます。また、
受取る年金も基礎年金と同様
の公的年金等控除が適用され
ます。

お問合せ先

〒790-0001

松山市一番町1-14-10
井手ビル5階
愛媛県国民年金基金

☎921-2182

福祉

児童手当の 所得制限額が 引き上げられます。

児童手当のしくみ 支給対象

児童手当は、義務教育就学
前（6歳到達後最初の年度
末）までの児童を養育してい
る方に支給されます。

ただし、前年（1月から5
月までの月分の手当について
は前々年）の所得が一定額以
上の場合には、所得制限によ
り児童手当は支給されません。
しかし、6月1日（金）か
ら所得制限限度額が引き上げ
られるため、以前、所得制限
により却下された方も認定さ
れる場合があります。

以前、却下された方も新た
に申請してみたいかがでし
ようか。

申請はお早めに！ 児童手当の額

第1子 5千円（月額）
第2子 5千円（月額）
第3子以降 1万円（月額）

児童手当は、毎年2月、6月、
10月にそれぞれの前月分ま
で支給されます。

申請に必要なもの

- 印鑑
- 振込口座（郵便局以外）
- 年金加入証明書（国民年金加入者以外）
- 平成13年1月1日に松前町に住所がなかった方は、前住所地の所得証明書（市町村長が発行する平成13年度のもの。）

申請場所

役場福祉課児童福祉係
※公務員の方は、勤務先で申
請してください。

**児童手当
こんな時には
届け出を！**

○児童が増えたとき

出生などの事由により支給
対象となる児童が増えたとき
には、「児童手当額改定請求
書」を提出してください。

○他の市町村に住所が変わるとき

児童手当の受給資格が消滅
するため、役場に「児童手当
受給事由消滅届」を、新住所
地に「児童手当認定請求書」
を提出してください。

○特例給付の受給者が退職したとき

サラリーマンなどで、会社をや

めた場合には、所得制限により
特例給付が受けられなくなり
ます。「児童手当受給事由消
滅届」を提出してください。

提出先

役場福祉課児童福祉係

児童手当現況届

児童手当を受けている方は、
毎年6月中旬に「児童手当現況
届」を提出しなければなりま
せん。

この届は、毎年6月1日に
おける状況を記載し、児童手
当を引き続き受ける要件があ
るかどうかを確認するものです。
この届の提出がないと、6
月以降の手当が受けられな
くなりますので、ご注意ください。
該当者には6月初めに
現況届を郵送します。

現況届に必要な添付書類

○年金加入証明書（国民年金
加入者以外）

○児童手当用所得証明書（市
町村長が発行するもので、
平成13年1月1日に松前
町に住所がなかった方のみ）

お問合せ先

役場福祉課児童福祉係

☎985-4114